

## 推進体制の強化

---

この基本計画は、社会のあらゆる分野における男女共同参画を、経済・社会環境の変化や県の特性を踏まえながら総合的かつ計画的に進めるためのものであり、広範多岐な施策が含まれています。

これらの施策を整合性を持って効果的に進めるため、庁内における推進体制の充実はもとより、県民・事業者・市町村が互いに連携・協力をしながら、それぞれの立場での主体的な取組みを積極的に進めていくことが重要です。

### 1 県民・事業者・市町村との協働

#### (1) 県民・事業者・NPO等との協働

1. 県民一人ひとりが、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭や職場・地域などあらゆる場を通して、身近なところから主体的・積極的に取り組むよう働きかけること。
2. 事業者が男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組むよう働きかけること。
3. NPO等民間活動団体への情報提供や情報交換等を進め、自主的活動と相互連携の支援を行うこと。
4. NPO等民間活動団体との連携を強化し、協働して事業を実施すること。

#### (2) 市町村との連携

1. 県民にとって身近な市町村において、地域の特色を踏まえた条例および基本計画の策定を働きかけるとともに、職員研修や住民への意識啓発等の取組みが効果的に行われるよう、市町村を支援すること。
2. 市町村との連携を強化しながら、普及啓発事業等の取組みを進めること。

### 2 県の推進方策

#### (1) 庁内における推進体制

1. 県の男女共同参画関連施策を総合的に推進するために、庁内関係各課の一層の連携を図ること。
2. 県の施策において、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の視点を導入し、推進すること。
3. 本計画に基づく施策の進捗状況を的確に把握・分析し、県民に広く情報提供を行うこと。
4. 計画を実効性のあるものとするため、施策の企画・立案、実施後の状況について、わかりやすい評価方法を導入すること。
5. 県における男女共同参画の推進状況を把握するため、県民にわかりやすい目標値を設定し、各年の状況を公表すること。なお、今後の社会経済状況の変化や県民ニーズの動向を踏まえ、必要に応じて目標値の追加や見直しを行うこと。
6. 男女共同参画施策や男女共同参画の推進に影響すると考えられる施策等についての苦情の申出に適切に対処すること。
7. 県が他の模範となるよう、男女共同参画の視点に立った職場環境づくりや職場研修を通じ、職員の意識啓発を行うとともに、平素の業務に男女共同参画の視点を定着させること。
8. 共同参画を取り巻く国内外の状況や情報を収集し、提供するとともに、県における状況や意識に関する定期的な調査や課題についての調査・研究を行うこと。

## (2)男女共同参画センター(「G - NETしが」)の機能充実

1. 多様な学習機会の提供や指導者の育成、資質の向上のため、研修・講座のさらなる充実を図ること。
2. NPO、各種グループ・団体等の活動を支援するとともに、交流機会の場の提供などネットワークづくりの支援を充実すること。
3. 図書資料室の充実を始め、ホームページ、広報誌等多様な媒体を活用して必要な情報の提供を行うこと。
4. 相談事業の充実と、関係機関等との連携強化を進めること。
5. 男女共同参画に関する調査研究を充実するとともに、NPO、各種団体等が行う調査研究活動の支援を充実すること。